



発行 東京都

目次

25

規則

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
- 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部緑環境課）…二
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…五
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…七
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…八
- 特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…九

規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十八号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和二年東京都条例第六十二号」を「令和三年東京都条例第五十号」に改め、同項第一号中「三千円」を「五千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。） 附則第二項の規定は、令和三年一月八日（以下「適用日」という。） から適用する。

（経過措置）

2 適用日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。） に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 改正後の規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

（防疫等業務手当の内払）

4 改正前の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正前の規則の規定により防疫等業務手当を支給された職員で、改正後の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正後の規則の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正前の規則の規定により支給された防疫等業務手当は、改正後の規則附則第二項の規定により読み替えて適用される改正後の規則の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和三年三月三十一日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十九号

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式の二中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則別記第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第五十八条の次に次の二条を加える。

(使用料)

第五十八条の二 条例第五十三条の二第二項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第五のとおりとする。

2 前項の使用料は、条例第五十三条の承認の際に徴収するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、知事が指定した日時に徴収するものとする。

(予納金)

第五十八条の三 条例第五十三条の二第三項の予納金は、使用の申請の際に徴収する。

第六十一条中「第五十八条」の下に、「第五十八条の三」を加える。
別表第三 二の項中「二万三百円」を「一万八千円」に、「九千八百円」を「七千六百円」に改める。

別表第四保育所その他の社会福祉施設の項中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第五（第五十八条の二関係）

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回（一時間以内）	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位		使用料			
		一人一泊	一人一泊	一人一泊	一人一泊		
東京都立大島公園海ふるさと村	セントラル ロッジ	一般	小学生及び中学生	キャンプ場	二人一泊	二千円	
				デッキテン トサイト	小学生及び中学生	一人一泊	千六百元
					小学生及び中学生	一人一泊	八百円
					小学生及び中学生	一人一泊	三百円
フリーテン トサイト	小学生及び中学生	一人一泊	三百円				

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デッキ テント	東京都立大島公園海ふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	四千元
フリー テント	東京都立大島公園海ふるさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊	二千元

毛布	東京都立大島公園海のふるさと村キャンプ場内	一枚一泊	二百円
において使用する場合			

別記第一号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同様式(裏)備考2(9)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(9)を(8)とし、(10)を(9)とする。

別記第二号様式(裏)中備考1を削り、備考2を備考1とし、同様式(裏)備考3中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考3を備考2とし、同様式(裏)備考4中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考4を備考3とする。

別記第三号様式(裏)中備考1を削り、備考2を備考1とし、同様式(裏)備考3中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考3を備考2とする。

別記第四号様式(裏)中備考1を削り、備考2を備考1とし、同様式(裏)備考3中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考3を備考2とする。

別記第五号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとし、同様式(裏)備考2(7)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(7)を(6)とする。

別記第六号様式(裏)中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、同様式(裏)備考5中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考5を備考4とする。

別記第七号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏)備考2(5)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(5)を(4)とする。

別記第八号様式備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式備考2(3)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式備考2中(3)を(2)とする。

別記第九号様式備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式備考2(3)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式備考2中(3)を(2)とする。

別記第十号様式備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式備考2(3)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式備考2中(3)を(2)とする。

別記第十一号様式(裏)中備考1を削り、備考2を備考1とし、同様式(裏)備考3中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考3を備考2とし、同様式(裏)備考4中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考4を備考3とする。

を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)中備考4を備考3とする。

別記第十二号様式備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式備考2(3)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式備考2中(3)を(2)とする。

別記第十三号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、同様式備考3中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式中備考3を備考2とする。

別記第十四号様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、同様式備考4中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式中備考4を備考3とする。

別記第十五号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとし、同様式(裏)備考2(7)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(7)を(6)とし、同様式(裏)備考2(8)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(8)を(7)とする。

別記第十六号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとし、同様式(裏)備考2(7)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同様式(裏)備考2(9)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(9)を(8)とする。

別記第十七号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同様式(裏)備考2(9)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(9)を(8)とし、同様式(裏)備考2(10)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(10)を(9)とする。

別記第十八号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏)備考2(5)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(5)を(4)とし、同様式(裏)備考2(6)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(6)を(5)とする。

別記第十九号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを(2)から(4)までとし、同様式(裏)備考2(6)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(6)を(5)とし、同様式(裏)備考2(7)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(7)を(6)とする。

別記第二十号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを(2)から(4)までとし、同様式(裏)備考2(6)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

別記第二十一号様式(裏)備考2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとし、同様式(裏)備考2(7)中「**ヲ**」を「**ヲ**」に改め、同様式(裏)備考2中(7)を(6)とする。

し、同様式(裏備考)2(8)中「不用の文字は、」を「不用の文字は」に改め、同様式(裏備考)2(8)を(7)とする。

別記第二十二号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを(2)から(4)までとし、同様式(裏備考)2(6)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(6)を(5)とし、同様式(裏備考)2(7)中「**不田**の文字は、」を「**不田**の文字は」に改め、同様式(裏備考)2中(7)を(6)とする。

別記第二十三号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏備考)2(5)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(5)を(4)とし、同様式(裏備考)2(6)中「**不田**の文字は、」を「**不田**の文字は」に改め、同様式(裏備考)2中(6)を(5)とする。

別記第二十四号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏備考)2(5)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(5)を(4)とし、同様式(裏備考)2(6)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(6)を(5)とする。

別記第二十五号様式(裏備考)2中(1)を削り、同様式(裏備考)2(2)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏備考)2(5)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(5)を(4)とする。

別記第二十六号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同様式(裏備考)2(5)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(5)を(4)とし、同様式(裏備考)2(6)中「**不用**の文字は、」を「**不用**の文字は」に改め、同様式(裏備考)2中(6)を(5)とする。

別記第二十七号様式(裏備考)1中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

別記第二十八号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式(裏備考)2(3)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(3)を(2)とする。

別記第二十九号様式(備考)及び第三十号様式(備考)を次のように改める。

記入事項及び添付図面については、それぞれの行為につき、別記第15号様式から第26号様式までに準ずること。ただし、「行為地及びその付近の状況」欄及び

「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。

別記第三十一号様式中(備考)1を削り、(備考)2を(備考)1とし、(備考)3を(備考)2とする。

別記第三十二号様式中(備考)1を削り、(備考)2を(備考)1とし、(備考)3を(備考)2とする。

別記第三十三号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとする。

別記第三十四号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(6)までを(2)から(5)までとする。

別記第三十五号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同様式(裏備考)2(4)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(4)を(3)とする。

別記第三十六号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同様式(裏備考)2(4)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(4)を(3)とする。

別記第三十七号様式(裏備考)2中(1)を削り、(2)を(1)とし、同様式(裏備考)2(3)中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)2中(3)を(2)とする。

別記第三十八号様式(裏備考)1を削り、(備考)2を(備考)1とし、同様式(裏備考)3中「**姓**」を「**姓**」に改め、同様式(裏備考)3を(備考)2とする。

別記第三十九号様式中「**回**」を削る。

別記第四十号様式中
 「 (備考)
 1 「氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。 を
 2 不要の文字は、抹消すること。 」
 「 (備考)
 不要の文字は抹消すること。 」
 に改める。

別記第四十一号様式(備考)及び第四十二号様式(備考)を次のように改める。

別記第四十三号様式(備考)を削る。

別記第四十四号様式(備考)及び第四十五号様式(備考)を次のように改める。

別記第四十三号様式(備考)を削る。

不要の文字は抹消すること。
別記第四十六号様式備考を削る。

別記第四十七号様式中「利用料金」を「使用料又は利用料金」に改め、

「備考」欄には、「記名押印又は署名をすること。」を削る。

別記第四十八号様式中「利用料金」を「使用料又は利用料金」に改め、「印」を削る。

別記第五十号様式備考を次のように改める。

備考

添付書類

1 場所を示す図面

2 工程表

3 その他知事が必要と認める書類等

4 他の法令及び東京都自然公園条例第12条第1項による許可等を受ける必要がある行為については、当該許可書を添付すること。

別記第五十一号様式備考を次のように改める。

備考

不要の文字は抹消すること。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から第四十六号様式までの改正規定、第四十七号様式及び第四十八号様式（「~~差~~」を「~~差~~」に改める部分を除く。）の改正規定並びに第五十号様式及び第五十一号様式（~~差~~）の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都自然公園条例施行規則（以下

「旧規則」という。）の規定により、既に納付すべきものとされているこの規則の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料については、なお従前の例による。

- この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式から第四十八号様式まで、第五十号様式及び第五十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十一号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を次のように改める。

3 条例第九条第三項の東京都規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

第四条第四項中「第一項及び前項」を「条例第九条第六項」に改める。

第八条第二項中「第四条第二項の規定は、前項の占有料の徴収方法について」を「条例第十四条第二項の占有料の徴収方法については、第四条第四項の規定を」に改める。

別表第二の一の項中「**百七円**」を「**百六円**」に、「**百九十二円**」を「**百八十六円**」に、「**二百十三円**」を「**二百十円**」に、「**二百三十六円**」を「**二百三十一円**」に改

め、同表二の部(一)の項中「**二百八十八万八千六百円**」を「**二百七十二万九千二百円**」に、「**六十一万九千円**」を「**六十一万五千八百円**」に、「**十八万九千七百円**」を「**十八万八千五百円**」に、「**二十五万二千円**」を「**二十五万一千三百円**」に、「**十二万六千三百円**」を「**十二万五千六百円**」に、「**二十一万八千八百円**」を「**十八万四千二百円**」に、「**五万一千六百円**」を「**四万二千九百円**」に、「**十八万八千六百円**」を「**十五万四**

百円」に、「**三万二千三百円**」を「**二万七千六百円**」に、「**三万三千二百円**」を「**三**

万一千七百円」に、「五十四万九千七百円」を「四十五万七千二百円」に、「八十一万二千四百円」を「七十四万三千二百円」に、「四十五万三千七百円」を「三十九万六千八百円」に、「四万三千四百円」を「二万八千三百円」に、「二万一千七百円」を「一万八千三百円」に、「十三万五千九百円」を「六万五千七百円」に、「十四万三千八百円」を「五万四千円」に、「二十五万二千三百円」を「二十四万六千七百円」に、「三十二万一千二百円」を「二十七万九千九百円」に、「二十二万七千五百円」を「十九万一千五百円」に、「八万四千三百円」を「四万八千円」に、「二十二万八千四百円」を「十六万九千七百円」に、「二十七万二千五百円」を「二十一万二百円」に、「五十一万七千七百円」を「四十三万九千二百円」に、「三十三万一千六百円」を「三十一万四千五百円」に、「二十九万七千三百円」を「二十六万九千六百円」に、「一万一千四百円」を「一万八千円」に、「七千六百元」を「四万三千八百円」に、「十八万一千五百円」を「十二万九千七百円」に、「五万六千四百円」を「二万九千四百円」に、「十九万七千四百円」を「十六万六千七百円」に、「百二十三万五千七百円」を「百十三万八千三百円」に、「九万四千四百円」を「三万四千三百円」に、

十八万九千五百円
十二万三千六百円

十七万七千五百円
七万一千八百円

二十五万四千六百円
十二万三千六百円

十六万七千五百円
十万二千八百円

に、「二十二万二千八百円」を「十二万九千五百円」に、
 を「六万九千九百円」を「六万六千九百円」に、「十万二千七百円」を「九万五千円」に、「六万三千八百円」を「四万二千九百円」に、「六万七千三百円」を「四万三千八百円」に、「三万二千四百円」を「二万三千八百円」に、「三十一万五千九百円」を「十五万二千九百円」に、「十四万二千七百円」を「九万七千三百円」に、「二十万六千九百円」を「十六万三千五百円」に、「二万七千円」を「一万三千二百円」に、「二万八千円」を「一万三千九百円」に、「六万三千九百円」を「二万円」に、「五万四千三百円」を「二万円」に、「十九万七

千六百円」を「十一万三千七百円」に、「十三万八千五百円」を「十一万八千五百円」に改め、同部(二)の項中「二百五十一万九千五百円」を「二百六十二万一千百円」に、「百五十七万七千八百円」を「百五十四万一千八百円」に、「二十八万七千七百円」を「二十六万二千四百円」に、「百五十一万一千二百円」を「百三十三万三百円」に、「百二十五万二千二百円」を「百七万一千円」に、「百四十八万一千九百円」を「百四十三万五千九百円」に、「八十九万円」を「八十三万三千三百円」に、「二万八千円」を「一万七千四百円」に、「三十九万五千三百円」を「二十四万六千二百円」に、「六十四万二千四百円」を「四十八万四千七百円」に、「八十六万四千三百円」を「七十一万八千四百円」に、「三十九万七千五百円」を「三十七万四千四百円」に改め、同部(三)の項中「二万八千五百円」を「二万二千八百円」に、「八万二千円」を「五万八千七百円」に、「二万四千円」を「一万四千九百円」に、「一万九千七百円」を「一万八千七百円」に、「二万六千円」を「一万三千八百円」に、「二万四千三百円」を「一万一千四百円」に、「七万八千五百円」を「四万四千四百円」に、「九万八千九百円」を「三万一千五百円」に改め、同部(四)の項中「八十二万六千円」を「七十二万三百円」に、「十八万二千九百円」を「十六万八千四百円」に、「二十九万六千円」を「二十四万三千三百円」に、「五十二万八千三百円」を「四十七万七千円」に改め、同部(五)の項を次のように改める。

(五) ライオン観覧施設

名 称	設定数	単 位	金 額
多摩動物公園ライオン観覧施設	一	一箇所一月	七十五万二千七百円

別表第二 二の部(六)の項中「七百七十三万二千三百円」を「七百六十七万四千四百円」に、「五百八十九万七千七百円」を「五百八十三万六千三百円」に、「四百二十四万六千円」を「四百二十万三千三百円」に、「三百七万三千七百円」を「三百七万三千六百円」に、「二百二十九万六千円」を「二百二十九万二千三百円」に、「三十一万一千九百円」を「三十万八千九百円」に、「三百十八万三千二百円」を「三百十七万五千五百円」に、「二百二十八万八千八百円」を「二百二十八万一千七百円」に、「九十一万五千二百円」を「九十万三千七百円」に、「七百二十五万七千二百円」を「七百二十一万九千三百円」に、「四百三十三万六千七百円」を「四百三十三万五百円」に、「百二十

三万三百円」を「百二十三万百円」に、「六百三十二万五千六百円」を「六百二十八万九千二百円」に、「四十六万五千五百円」を「四十六万三千二百円」に、「七十九万六千三百円」を「七十八万六千八百円」に、「八十六万二千三百円」を「八十五万三千二百円」に、「七十一万七千七百円」を「七十万三千四百円」に、「五十万五千八百円」を「五十万五千円」に、「四十九万四千円」を「四十九万九百円」に、「九十七万六百元」を「九十五万一千円」に、「百十一万五千円」を「百十万八千二百円」に、「四百七十六万四千六百円」を「四百七十四万七千円」に、「百八十五万四千円」を「百八十四万九百円」に、「百三十八万八千七百円」を「百三十四万四千円」に、「五十四万六千九百円」を「五十四万四千九百円」に、「七十四万七千六百円」を「七十二万八千円」に、「五十万五千三百円」を「四十九万五千四百円」に、「二百三十三万四千円」を「二百三十一万六千七百円」に、「三十二万一千七百円」を「三十一万二千三百円」に、「五十一万三百円」を「五十万四千五百円」に、「七十三万八千六百円」を「七十二万八千五百円」に、「四百一萬六千七百円」を「三百九十三万八千八百円」に、「三十二万六千六百円」を「二十九万五千五百円」に、「五十三万二千五百円」を「五十二万一千円」に、「百六十二万八千円」を「百六十一万六千二百円」に、「五百六十九万五千四百円」を「五百六十二万二千四百円」に、「六十六万一千六百円」を「六十六万三百円」に、「七十一万七千七百円」を「七十万四千二百円」に、「百八十五万七千七百円」を「百八十三万九千百円」に、「二百四十九万七千七百円」を「二百四十七万九千四百円」に、「百十六万六千四百円」を「百十五万四千八百円」に、「二百六十七万二千五百円」を「二百六十五万八千円」に、「百二十二万四千五百円」を「百二十一万九千五百円」に、「二百六十六万六千二百円」を「二百六十五万円」に、「三百七十八万八千八百円」を「三百七十七万五千七百円」に、「九十五万六千円」を「九十四万九千九百円」に、「百九十六万五千六百円」を「百九十五万六千円」に、「三十一万二千六百円」を「三十万五千八百円」に改め、同部(七)の項中「二十九万三千七百円」を「二十八万三百円」に改め、同部(八)の項中「四万七千七百円」を「三万九千八百円」に、「五千七百円」を「四千円」に、「四千二百円」を「二千二百円」に改め、同部(九)の項中「二十二万四千二百円」を「二十一万九千四百円」に、「十六万八千五百円」を「十六万三千三百円」に、「八万四千五百円」を「七万六千八百円」に改め、同部(十)の項中「二十六万六

千九百円」を「二十五万七千五百円」に、「十五万二千円」を「十四万五千六百円」に、「六万二千円」を「五万六千五百円」に、「二百二万五千円」を「百九十八万六千九百円」に、「二十九万七千五百円」を「二十三万六千四百円」に改め、同部(四)の項中「三百十三万三千三百円」を「二百九十五万五千七百円」に改める。

別表第三 一の項中「千四百六十六円」を「千四百九十九円」に、「八百十九円」を「八百二十円」に、「二百四十四円」を「二百五十五円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「千二十四円」を「千二十六円」に、「四百九円」を「四百十円」に、「第十七条各号」を「第十八条各号、第十九条及び第二十条各号」に改め、同表二の項中「八千九百十二円」を「八千二百八円」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「百七十万一千円」を「百七十万四千円」に、「六十六万円」を「六十四万八千円」に、

樹林型合葬 埋蔵施設	多磨霊園		一体につき	九万一千円
	一号基(遺骨)	一号基(粉状遺骨)		
樹林型合葬 埋蔵施設	小平霊園		一体につき	十三万四千円 四万四千円
	遺骨	粉状遺骨		

を

小平霊園	
遺骨	
粉状遺骨	
	十三万四千元
	四万四千元

「十七万四千元」を「十五万四千元」に、

十三万一千元
八万五千元
二万四千元
三万円
二万七千元
一万二千元

を

十一万六千元
七万四千元
二万一千元
二万六千元
二万三千元
一万円
一万円
九千元
九千元
一万一千元
一万一千元
一万円
一万円

に、

「千八百円」を「千六百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改める。
別記第五号様式表、第五号様式の二表、第五号様式の三表、第五号様式の四表、第五号様式の五表、第五号様式の六表、第六号様式及び第十七号様式中「四」を削る。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都霊園条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号を削る。

第四条第三号中「同条第七号に規定する海上公園施設」を「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に規定する宿泊施設（以下単に「宿泊施設」という。）」に改める。

第八条第一項中「、第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に規定する」を削る。

別表第一 一の項中「千五百五十五円」を「千七百三十二円」に、

東京都立新木場公園	一平方メートル一月	五百十五円
東京都立フェリーふ頭公園	一平方メートル一月	五百三十円
東京都立新木場公園	一平方メートル一月	五百十五円
東京都立フェリーふ頭公園	一平方メートル一月	五百十五円

に、

を

「千四百円」を「千五十七円」に、「九百十五円」を「八百四十七円」に、「八百八十八円」を「八百九十五円」に改め、同表二の項中「八万一千五百円」を「五万四千四百円」に、「十六万六千五百円」を「十一万八千二百円」に、「十一万六千八百円」を「九万二千二百円」に、「七万二千五百円」を「五万七千円」に、「三十九万三千六百円」を「三十二万六千八百円」に、「四百五十二万八千円」を「四百四十四万八千六百円」に、「二百一十一万四千円」を「百九十一万七千七百円」に、「七十六万五千四百円」を「六十八万六千九百円」に、「三十三万八千円」を「十七万六千八百円」に、「三百九十四万七千三百円」を「三百八十九万三千円」に、「二百五十三万九千二百円」を「二百四十九万一千三百円」に、「四万五千九百円」を「一万七千三百円」に、

「六」

「二万二千円」を「二万一千二百円」に、「七十七万三千九百円」を「三十五万九千六百円」に、「百六十六万八千円」を「百六十四万四千四百円」に、「三万七千五百

円)を「一万七七百円」に、「八十万二千九百円」を「七十三万九千三百円」に、「七十六万二千円」を「七十一万五千円」に、「八十五万八千二百円」を「八十三万五千七百円」に、「二百六十八万五千三百円」を「二百六十二万三千五百円」に、「五十七万八千八百円」を「五十万八千円」に、「二百三十三万五千五百円」を「二百三十万二千九百円」に、「七百二十三万三百円」を「六百八万二千五百円」に、「六百四十七万四五百円」を「五百五十一万六千三百円」に改める。

別表第四東京港野鳥公園の項中「午前九時から午後五時まで」を「二月から十月までは午前九時から午後五時まで」「十一月から翌年一月までは午前九時から午後四時三十分まで」に、「午前九時から午後四時三十分まで」を「二月から十月までは午前九時から午後四時三十分まで」「十一月から翌年一月までは午前九時から午後四時まで」に改める。

別表第五中「千四百四十六円」を「千四百四十九円」に、「八百十九円」を「八百二十四円」に、「二百四円」を「二百五円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「千二十四円」を「千二十六円」に、「四百九円」を「四百十円」に、「八千九百九十二円」を「八千二百八円」に改める。

別記第一号様式中「第一号様式」を「別記第一号様式」に改める。



に、「記載者印」を「記載者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都海上公園条例施行規則別記第一号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十四号

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則(昭和四十五年東京都規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第三項第二号」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

